

# 令和2年度 宮崎県多面的機能支払交付金 取組方針

令和 2年 5月 22日  
宮崎県多面的機能推進協議会

本方針については、宮崎県多面的機能推進協議会（以下、県協議会という）を中心として、着実な事業推進を図るため、以下の内容について取り組むこととする。

## 1 取組目標

- (1) 市町村推進活動目標の設定と実行について、農地維持支払に取り組む活動組織のある23市町村全てにおいて取り組む。
- (2) 広域化の推進並びに土地改良区との連携に向けて、活動組織への啓発普及を図る。
- (3) 活動終期を迎えた組織について、活動の継続を促進する。
- (4) 令和2年度新規設立組織の着実な計画認定を支援する。
- (5) 国が定めた重点市町村（都城市・えびの市）について、定めた課題解決に向けて事業推進する。

## 2 具体的な取組

- (1) 市町村推進活動目標の設定と実行
  - 各組織が抱える各種課題や対策について、既存の話し合い活動を有効に活用するため、各市町村が活動組織に対して取り組む推進活動目標の設定を促す。
  - 県協議会主催による推進会議を開催し、各市町村毎に目標設定した内容について、情報共有を図るとともに、実のある推進活動に向けた助言を行う。
  - 着実な実行に向け、年度途中で取組状況報告の場を設け、取組に対する助言や見直し等を行う。また、年度末には、成果報告と改善等を反映した次期計画の見直しを行い、各市町村の取組について情報共有と意欲向上を図る。
- (2) 広域化の推進並びに土地改良区との連携
  - 事業推進に関する研修会を実施し、広域化や土地改良区との連携による活動のメリット等について、講師による講演会等を開催し、広く普及啓発を図る。
  - 広域化の事例を掲載した広報誌の発行など、目に見える形で普及啓発を図る。
- (3) 活動終期を迎える組織の継続促進
  - 令和元年度で活動終期を迎えた77組織については、県・市町村と連携し、次期5カ年の活動継続を促進し、令和2年6月末までに活動計画の認定前審査を行う。
  - 令和2年度で活動終期を迎える135組織について、県・市町村と連携し、当該年度中から活動継続に向けた啓発・普及に取り組む。
- (4) 新規設立組織の着実な計画認定の支援
  - 市町村における新規の活動計画認定を支援するため、県内23組織を対象に、県・市町村と連携及び情報共有し、活動計画の認定前審査を6月末までに実施する。
- (5) 国の重点市町村における事業推進
  - 都城市が取り組む、令和元年度に新規設立を見送った2組織の推進及び後継者不足や事務負担を理由に活動を断念した4組織の活動再開等について支援する。
  - えびの市が取り組む、新規設立1組織の推進及び1市1組織の広域化に向けた推進等について支援する。